

## 青森県西部海区漁場計画

### I 漁業権に関する事項

#### 1 公示番号 西共第1号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱
- ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点
- イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点
- 基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種共同漁業	わかめ漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	たこ漁業	
	ふのり漁業	なまこ漁業	
	えごのり漁業	うに漁業	
	もずく漁業	ばい漁業	
	あかもく漁業	くぼかい漁業	
	あわび漁業	こしたかがんがら(おおこしたかがんがらを含む。)漁業	
	さざえ漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越

#### 2 公示番号 西共第2号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第31号、ア、イ及び基点第32号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第31号 青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱
- ア 基点第31号から磁針方位270度2,000メートルの点
- イ 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点
- 基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第2種共同	たい・ぶり・さけ小型定置漁業		1月1日から12月31日まで

同漁業	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越  
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、2ヶ統以内に限る。  
② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

### 3 公示番号 西共第3号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱  
ア 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点  
イ カ(基点第33号(青森県西津軽郡深浦町大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱)から真方位263度30分1,000メートルの点)から真方位235度30分1,200メートルの点  
ウ 基点第34号(青森県西津軽郡深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱)から真方位172度30分2,000メートルの点  
エ 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2,000メートルの点  
オ 基点第35号から真方位247度30分2,000メートルの点  
基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字船作との境に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類	漁業の種類		
第1種共同漁業	わかめ漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	たこ漁業	
	ふのり漁業	なまこ漁業	
	えごのり漁業	うに漁業	
	てんぐさ漁業	ほや漁業	
	もずく漁業	いわむし漁業	

	うみぞうめん漁業	ばい漁業	
	あかもく漁業	くぼがい漁業	
	あおさ漁業	つのまた漁業	
	あわび漁業	くろも漁業	
	さざえ漁業	つるあらめ漁業	
	いかい漁業	こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む)漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺

### 4 公示番号 西共第4号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第35号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第32号 青森県西津軽郡深浦町大字大間越と大字黒崎との境の白神川尻に設置した標柱  
ア 基点第32号から真方位264度30分2,000メートルの点  
イ カ(基点第33号(青森県西津軽郡深浦町大字森山と大字正道尻との境の根滝川尻に設置した標柱)から真方位263度30分1,000メートルの点)から真方位235度30分1,200メートルの点  
ウ 基点第34号(青森県西津軽郡深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱)から真方位172度30分2,000メートルの点  
エ 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から真方位194度30分2,000メートルの点  
オ 基点第35号から真方位247度30分2,000メートルの点  
基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字船作との境に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類	漁業の種類		
第2種共同漁業	やりいか・さけ・ます小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業		〃
	はたはた小型定置漁業		11月1日から翌年1月31日まで
	かおい・ひらめ小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業		〃
	かおい・ひらめ刺網漁業		〃
	そい・あいなめ刺網漁業		〃

	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さざえ刺網漁業	6月10日から10月31日まで
	ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字黒崎、大字松神、大字森山、大字岩崎、大字正道尻及び大字沢辺
- (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するやりいか・さけ・ます小型定置漁業の統数は、16ヶ統以内に限る  
② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

#### 5 公示番号 西共第5号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字舳作及び大字月屋地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字舳作との境に設置した標柱  
ア 基点第35号から真方位247度30分2,000メートルの点  
イ 基点第36号から真方位305度30分2,000メートルの点  
基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	わかめ漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	いがい漁業	
	ふのり漁業	かき漁業	
	えごのり漁業	たこ漁業	
	つのみ漁業	なまこ漁業	
	てんぐさ漁業	うに漁業	
	もずく漁業	ほや漁業	
	うみぞうめん漁業	いわむし漁業	
	あかもく漁業	ばい漁業	
	つるあらめ漁業	くぼがい漁業	
	いぎす漁業	こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む)漁業	
	あおさ漁業	くろも漁業	
	あわび漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- (5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町舳作及び大字月屋

#### 6 公示番号 西共第6号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字舳作及び大字月屋地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第35号、ア、イ及び基点第36号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第35号 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺と大字舳作との境に設置した標柱  
ア 基点第35号から真方位247度30分2,000メートルの点  
イ 基点第36号から真方位305度30分2,000メートルの点  
基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	〃
	さざえ刺網漁業	5月1日から9月30日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町舳作及び大字月屋
- (6) 条件 かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

#### 7 公示番号 西共第7号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱  
ア 基点第36号から真方位305度30分2,000メートルの点  
イ 基点第37号から真方位309度30分2,000メートルの点  
基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	わかめ漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	いがい漁業	
	ふのり漁業	かき漁業	
	えごのり漁業	たこ漁業	
	つのみ漁業	なまこ漁業	

	てんぐさ漁業	うに漁業
	もずく漁業	ほや漁業
	うみぞうめん漁業	いわむし漁業
	あかもく漁業	ばい漁業
	つるあらめ漁業	くぼかい漁業
	あおさ漁業	こしたかがんがら(おおこしたかがんがらを含む。)漁業
	あわび漁業	くろも漁業

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬

### 8 公示番号 西共第8号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第36号、ア、イ及び基点第37号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第36号 青森県西津軽郡深浦町大字月屋と大字横磯との境に設置した標柱  
ア 基点第36号から真方位305度30分2,000メートルの点  
イ 基点第37号から真方位309度30分2,000メートルの点  
基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字横磯、大字深浦、大字広戸及び大字追良瀬  
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、21ヶ統以内に  
限る。  
② かおい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

### 9 公示番号 西共第9号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱  
ア 基点第37号から真方位309度30分2,000メートルの点  
イ 基点第38号から真方位282度30分2,000メートルの点  
基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	わかめ漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	なまこ漁業	
	ふのり漁業	うに漁業	
	えごのり漁業	ほや漁業	
	つのみた漁業	いわむし漁業	
	てんぐさ漁業	うみぞうめん漁業	
	もずく漁業	くろも漁業	
	あおさ漁業	あかもく漁業	
	あわび漁業	つるあらめ漁業	
	さざえ漁業	ばい漁業	
いかい漁業	くぼかい漁業		
かき漁業	こしたかがんがら(おおこしたかがんがらを含む。)漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田

### 10 公示番号 西共第10号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第37号、ア、イ及び基点第38号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第37号 青森県西津軽郡深浦町、根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱  
ア 基点第37号から真方位309度30分2,000メートルの点  
イ 基点第38号から真方位282度30分2,000メートルの点  
基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から10月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さめ刺網漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
 (5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田  
 (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、3ヶ統以内に  
 限る。  
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

11 公示番号 西共第11号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先  
 (2) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱  
 ア 基点第38号から真方位282度30分2,000メートルの点  
 イ 基点第39号から真方位335度30分2,000メートルの点  
 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期	
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	わかめ漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	たこ漁業	

	ふのり漁業	なまこ漁業	
	えごのり漁業	うに漁業	
	てんぐさ漁業	ほや漁業	
	もずく漁業	いわむし漁業	
	あかもく漁業	つのまた漁業	
	つるあらめ漁業	つるも漁業	
	あおさ漁業	ばい漁業	
	あわび漁業	くぼかひ漁業	
	さざえ漁業	こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む。)漁業	
	いかい漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
 (5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川

12 公示番号 西共第12号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境から大字風合瀬、貝良木川尻に至る地先  
 (2) 漁場の区域 次の基点第38号、ア、イ及び基点第39号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点第38号 青森県西津軽郡深浦町大字轟木と大字風合瀬との境に設置した標柱  
 ア 基点第38号から真方位282度30分2,000メートルの点  
 イ 基点第39号から真方位335度30分2,000メートルの点  
 基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	〃
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで

	たこ籠漁業	〃
--	-------	---

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、字中砂子川及び字下砂子川  
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、20ヶ統以内に  
限る。  
② かいい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

### 13 公示番号 西共第13号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮  
時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱  
ア 基点第39号から真方位335度30分2,000メートルの点  
イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位348度30  
分2,000メートルの点  
ウ 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点  
基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯉ヶ沢町との境に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権 の種類	漁業の名称		
第1種共 同漁業	わかめ漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	なまこ漁業	
	ふのり漁業	うに漁業	
	えごのり漁業	ほや漁業	
	つまた漁業	いわむし漁業	
	てんぐさ漁業	うみぞうめん漁業	
	もずく漁業	くろも漁業	
	あおさ漁業	あかもく漁業	
	あわび漁業	つるあらめ漁業	
	さざえ漁業	ばい漁業	
	いかい漁業	くぼがい漁業	
	かき漁業	こしだかがんがら(おお こしだかがんがらを含 む。)漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野  
沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田

### 14 公示番号 西共第14号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川尻から同町大字柳田に至る地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第39号、ア、イ、ウ及び基点第40号の各点を順次に結んだ線と最大高潮  
時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第39号 青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬、貝良木川右岸に設置した標柱  
ア 基点第39号から真方位335度30分2,000メートルの点  
イ 青森県西津軽郡深浦町大字田野沢、大戸瀬崎に設置した標柱から真方位348度30  
分2,000メートルの点  
ウ 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点  
基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯉ヶ沢町との境に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権 の種類	漁業の名称	
第2種共 同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から10月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かいい・ひらめ刺網漁業	〃
	そい・あいなめ刺網漁業	〃
	くるまえば刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さめ刺網漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで	
うに籠漁業	〃	
たこ籠漁業	〃	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野  
沢、大字北金ヶ沢、大字関及び大字柳田  
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、40ヶ統以内に  
限る。  
② かいい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

### 15 公示番号 西共第15号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海  
岸線とによって囲まれた区域  
基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鯉ヶ沢町との境に設置した標柱

ア 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点

イ 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点

基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種共同漁業	わかめ漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	えごのり漁業	うに漁業	
	てんぐさ漁業	ほや漁業	
	もずく漁業	いわむし漁業	
	あわび漁業	くぼがい漁業	
	さざえ漁業	こしたかがんがら(おおこしたかがんがらを含む。)漁業	
	たこ漁業	ばい漁業	

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町

16 公示番号 西共第16号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第40号、ア、イ及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第40号 青森県西津軽郡深浦町と鰯ヶ沢町との境に設置した標柱

ア 基点第40号から真方位328度30分2,000メートルの点

イ 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点

基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業		1月1日から8月31日まで
	はたはた小型定置漁業		11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業		1月1日から12月31日まで
	かぜい・ひらめ刺網漁業		〃
	そい・あいなめ刺網漁業		〃
	はたはた刺網漁業		11月1日から翌年1月31日まで
	くるまえば刺網漁業		5月1日から9月30日まで

	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(5) 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町及び大字赤石町

(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、1ヶ統以内に  
限る。  
② かぜい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

17 公示番号 西共第17号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境からつがる市木造館岡上沢辺堀替に至る地先

(2) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱

ア 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点

イ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3,000メートルの点

ウ 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点

基点第42号 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱

エ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分26.584秒、東経140度14分30.463秒の点)から真方位358度30分71.5メートルの点

オ エから真方位300度30分518.9メートルの点

カ オから真方位345度30分490.8メートルの点

キ カから真方位75度45分77.5メートルの点

ク キから真方位94度331.5メートルの点

ケ ケから真方位123度30分605.5メートルの点

コ カから真方位259度23分3.2メートルの点

サ コから真方位347度59分25.8メートルの点

シ サから真方位259度23分8.3メートルの点

ス シから真方位347度44分225.3メートルの点

セ スから真方位75度45分69.2メートルの点

ソ セから真方位167度44分252.4メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権	漁業の名称	

の種類			
第1種共同漁業	わかめ漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	えごりのり漁業	うに漁業	
	つまた漁業	ほや漁業	
	てんぐさ漁業	いわむし漁業	
	もずく漁業	ばい漁業	
	あわび漁業	くぼかい漁業	
	さざえ漁業	こしたかがんがら(おおこしたかがんがらを含む。)漁業	
	たこ漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字淀町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及びつがる市木造出来島

#### 18 公示番号 西共第18号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境からつがる市木造館岡上沢辺堀替に至る地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第41号、ア、イ、ウ及び基点第42号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第41号 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した標柱  
 ア 基点第41号から真方位324度30分2,000メートルの点  
 イ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から真方位308度30分3,000メートルの点  
 ウ 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点
- 基点第42号 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱  
 エ 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字北浮田字今須154の171地内に設置した標柱(北緯40度47分26.584秒、東経140度14分30.463秒の点)から真方位358度30分71.5メートルの点  
 オ エから真方位300度30分518.9メートルの点  
 カ オから真方位345度30分490.8メートルの点  
 キ カから真方位75度45分77.5メートルの点  
 ク キから真方位94度331.5メートルの点  
 ケ クから真方位123度30分605.5メートルの点  
 コ カから真方位259度23分3.2メートルの点  
 サ コから真方位347度59分25.8メートルの点

- シ サから真方位259度23分8.3メートルの点  
 ス シから真方位347度44分225.3メートルの点  
 セ スから真方位75度45分69.2メートルの点  
 ソ セから真方位167度44分252.4メートルの点

#### (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業	〃
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	〃
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	くるまえび刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	さざえ刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	〃
	うに籠漁業	〃
	たこ籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃
	ばい籠漁業	〃

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字淀町、大字富根町、大字漁師町、大字浜町、大字本町、大字七ツ石町、大字田中町、大字舞戸町、大字新地町、大字釣町、大字新町及びつがる市木造出来島
- (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、18ヶ統以内に限り、  
 ② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

#### 19 公示番号 西共第19号

- (1) 漁場の位置 青森県つがる市木造館岡から同市富港町に至る地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第42号 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱  
 ア 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点  
 イ 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点
- 基点第43号 青森県つがる市富港町と五所川原市十三との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期



漁業の種類		漁業の種類	漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	わかめ漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	なまこ漁業	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県つがる市木造館岡、木造亀ヶ岡、木造平滝、木造筒木坂、下牛潟町、牛潟町、下車力町、車力町、豊富町及び富港町

## 20 公示番号 西共第20号

- (1) 漁場の位置 青森県つがる市木造館岡から同市富港町に至る地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第42号、ア、イ及び基点第43号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第42号 青森県つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱  
ア 基点第42号から真方位270度30分2,000メートルの点  
イ 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点  
基点第43号 青森県つがる市富港町と五所川原市十三との境に設置した標柱

### (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類	漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	かよい刺網漁業	〃	
	かに籠漁業	〃	
	たこ籠漁業	〃	

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県つがる市木造館岡、木造亀ヶ岡、木造平滝、木造筒木坂、下牛潟町、牛潟町、下車力町、車力町、豊富町及び富港町  
(6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、15ヶ統以内に  
限る。  
② かよい刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

## 21 公示番号 西共第21号

- (1) 漁場の位置 青森県五所川原市十三、磯松、脇元地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第43号 青森県つがる市富港町と五所川原市十三との境に設置した標柱  
ア 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点

- イ 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点  
基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類	漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種共同漁業	わかめ漁業	くろも漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	もずく漁業	
	つのみた漁業	あかもく漁業	
	てんぐさ漁業	なまこ漁業	
	あわび漁業	ばい漁業	
	さざえ漁業	くぼがい漁業	
	かき漁業	こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む)漁業	
	うに漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
(5) 関係地区 青森県五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松、中泊町大字今泉字布引、字唐崎、大字薄市字飛石、大字田茂木字若宮、大字高根字小金石、大字大沢内字海原、大字深郷田字富森

## 22 公示番号 西共第22号

- (1) 漁場の位置 青森県五所川原市十三、磯松、脇元地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第43号、ア、イ及び基点第44号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第43号 青森県つがる市富港町と五所川原市十三との境に設置した標柱  
ア 基点第43号から真方位272度30分2,000メートルの点  
イ 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点  
基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱

### (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の種類	漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	
	やりいか・たなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで	
	そい・あいなめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	
	たい刺網漁業	4月1日から8月31日まで	
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで	
	ばい籠漁業	〃	

	やりいか・ひらめ底建網漁業	〃
--	---------------	---

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県五所川原市十三、相内、太田、脇元、磯松、中泊町大字今泉字布引、字唐崎、大字薄市字飛石、大字田茂木字若宮、大字高根字小金石、大字大沢内字海原、大字深郷田字富森
- (6) 条件 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、9ヶ統以内に限る。

### 23 公示番号 西共第23号

- (1) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱
- ア 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点
- イ 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位206度30分2,800メートルの点
- ウ 青森県北津軽郡中泊町権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2,800メートルの点
- エ 青森県北津軽郡中泊町経間島に設置した標柱から真方位294度30分2,800メートルの点
- オ 青森県北津軽郡中泊町青岩に設置した標柱から真方位284度30分2,800メートルの点
- カ 青森県北津軽郡中泊町燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2,800メートルの点
- キ 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

#### (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業権の種類	漁業の種類		漁業時期
	漁業の名称		
第1種共同漁業	こんぶ漁業	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	かき漁業	
	あまのり漁業	たご漁業	
	ふのり漁業	なまこ漁業	
	えごのり漁業	うに漁業	
	つのまた漁業	ほや漁業	
	てんぐさ漁業	いわむし漁業	
	もずく漁業	くろも漁業	
	うみぞうめん漁業	あかもく漁業	
	かやものり漁業	ばい漁業	

	あおのり漁業	くぼがい漁業	
	あわび漁業	こしだかがんがら(おおこしだかがんがらを含む。)漁業	
	さざえ漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊

### 24 公示番号 西共第24号

- (1) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第44号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第45号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第44号 青森県五所川原市脇元と北津軽郡中泊町大字小泊との境に設置した標柱
- ア 基点第44号から真方位222度30分2,000メートルの点
- イ 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位206度30分2,800メートルの点
- ウ 青森県北津軽郡中泊町権現崎に設置した標柱から真方位262度30分2,800メートルの点
- エ 青森県北津軽郡中泊町経間島に設置した標柱から真方位294度30分2,800メートルの点
- オ 青森県北津軽郡中泊町青岩に設置した標柱から真方位284度30分2,800メートルの点
- カ 青森県北津軽郡中泊町燕の滝に設置した標柱から真方位292度30分2,800メートルの点
- キ 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点
- 基点第45号 青森県北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

#### (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業権の種類	漁業の種類		漁業時期
	漁業の名称		
第2種共同漁業	たい・ぶり・さけ小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご小型定置漁業		1月1日から8月31日まで
	かよい・ひらめ小型定置漁業		1月1日から12月31日まで
	やりいか・ひらめ底建網漁業		〃
	かよい・ひらめ刺網漁業		〃
	そい・あいなめ刺網漁業		〃
	さめ刺網漁業		11月1日から翌年5月31日まで
	たい刺網漁業		4月1日から8月31日まで
	かに刺網漁業		1月1日から12月31日まで

	くるまえばり刺網漁業	5月1日から9月30日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	ばい籠漁業	〃
	あいなめ籠漁業	〃
	はたはた小型定置漁業	11月1日から翌年1月31日まで
	はたはた刺網漁業	11月1日から翌年1月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊
- (6) 条件 ① 漁場の区域内に敷設するたい・ぶり・さけ小型定置漁業の統数は、24ヶ統以内に限る。  
② かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

## 25 公示番号 久共第1号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺
- (2) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から半径 4,000メートルの円によって囲まれた区域
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種共同漁業	わかめ漁業	えごり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	いかい漁業	
	あわび漁業	ほや漁業	
	さざえ漁業		

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡鯿ヶ沢町及び深浦町並びに秋田県山本郡八峰町及び能代市(平成18年3月20日における旧二ツ井町を除く。)
- (6) 条件 潜水器(簡易潜水器を含む。)は4台以内とし、青森県側3台、秋田県側1台とする。

## 26 公示番号 久共第2号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字久六 久六島周辺
- (2) 漁場の区域 青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六一番地最高点に設置した標柱から半径 1,000メートルの円によって囲まれた区域
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第2種共同漁業	たなご小型定置漁業		3月1日から8月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (5) 関係地区 青森県西津軽郡鯿ヶ沢町及び深浦町

## 27 公示番号 西定第1号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越地先(通称中の瀬漁場)
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字大間越、熊沢川左岸に設置した標柱(基点西定第1号)から真方位279度30分2,700メートルの点)から真方位189度30分400メートルの点  
イ オから真方位9度30分400メートルの点  
ウ カ(基点西定第1号から真方位279度30分1,000メートルの点)から真方位9度30分50メートルの点  
エ カから真方位189度30分50メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。  
② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の目付に接続して昼間にあつては縦、横 50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。  
④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、綱を敷設してはならない。

## 28 公示番号 西定第2号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字松神地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア オ(青森県西津軽郡深浦町大字松神、合葉川左岸に設置した標柱(基点西定第2号)から真方位255度30分3,320メートルの点)から真方位173度30分400メートルの点  
イ オから真方位353度30分400メートルの点  
ウ カ(基点西定第2号から真方位244度30分1,560メートルの点)から真方位353度30分50メートルの点  
エ カから真方位173度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件
- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
  - ④ 運動場、箱網に天井網を設置してはならない。
  - ⑤ 海産哺乳類の混獲状況を確認することができる機器を設置しなければならない。
  - ⑥ 海産哺乳類の混獲があつた場合には、速やかに放流しなければならない。
  - ⑦ 海産哺乳類を安全に放流するためのマニュアルを作成しなければならない。
  - ⑧ 海産哺乳類の混獲状況について、毎月、知事に報告しなければならない。

1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。
- ④ 運動場、箱網に天井網を設置してはならない。
- ⑤ 海産哺乳類の混獲状況を確認することができる機器を設置しなければならない。
- ⑥ 海産哺乳類の混獲があつた場合には、速やかに放流しなければならない。
- ⑦ 海産哺乳類を安全に放流するためのマニュアルを作成しなければならない。
- ⑧ 海産哺乳類の混獲状況について、毎月、知事に報告しなければならない。

30 公示番号 西定第4号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先（通称沢辺漁場沖網）

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱（基点西定第4号）から真方位 198 度 30 分 2, 270 メートルの点）から真方位 108 度 30 分 300 メートルの点
- イ オから真方位 288 度 30 分 300 メートルの点
- ウ カ（基点西定第4号から真方位 198 度 30 分 1, 720 メートルの点）から真方位 288 度 30 分 50 メートルの点
- エ カから真方位 108 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件
- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。
  - ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

31 公示番号 西定第5号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字舟作地先（通称椿山漁場）

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字舟作椿山西端に設置した標柱（基点西定第5号）から真方位 272 度 30 分 750 メートルの点）から真方位 160 度 30 分 300 メートルの

29 公示番号 西定第3号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字沢辺地先（通称沢辺漁場岡網）

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字沢辺白島に設置した標柱（基点西定第3号）から真方位 198 度 30 分 1, 500 メートルの点）から真方位 108 度 30 分 400 メートルの点
- イ オから真方位 288 度 30 分 400 メートルの点
- ウ カ（基点西定第3号から真方位 198 度 30 分 500 メートルの点）から真方位 288 度 30 分 50 メートルの点
- エ カから真方位 108 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	たい・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

- (5) 条件
- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
  - ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上

点

イ オから真方位 340 度 30 分 400 メートルの点

ウ カ (基点西定第 5 号から真方位 272 度 30 分 100 メートルの点) から真方位 12 度 30 分 50 メートルの点

エ カから真方位 192 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・たい・まぐろ定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は 1 ケ統に限る。  
 ② 垣網の綱及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
 ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

32 公示番号 西定第 6 号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字月屋地先 (通称黄金崎漁場)

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字月屋、黄金崎船入潤東側に設置した標柱 (基点西定第 6 号) から真方位 316 度 1,100 メートルの点) から真方位 226 度 400 メートルの点  
 イ オから真方位 46 度 400 メートルの点  
 ウ カ (基点西定第 6 号から真方位 316 度 300 メートルの点) から真方位 46 度 50 メートルの点  
 エ カから真方位 226 度 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	ぶり・たい・さけ定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は 1 ケ統に限る。

- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

33 公示番号 西定第 7 号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字横磯地先 (通称大潤漁場)

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字横磯字岡崎 28 番地に設置した標柱 (基点西定第 7 号) から真方位 310 度 30 分 1,500 メートルの点) から真方位 220 度 30 分 400 メートルの点  
 イ オから真方位 40 度 30 分 400 メートルの点  
 ウ カ (基点西定第 7 号から真方位 310 度 30 分 350 メートルの点) から真方位 40 度 30 分 50 メートルの点  
 エ カから真方位 220 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	ぶり・たい・まぐろ定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は 1 ケ統に限る。  
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

34 公示番号 西定第 8 号

(1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先 (通称入前漁場)

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字深浦竹の潤岩磯に設置した標柱 (基点西定第 8 号) から真方位 323 度 30 分 1,400 メートルの点) から真方位 233 度 30 分 400 メートルの点

- イ オから真方位 53 度 30 分 400 メートルの点  
 ウ カ (基点西定第 8 号から真方位 323 度 30 分 400 メートルの点) から真方位 53 度 30 分 50 メートルの点  
 エ カから真方位 233 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	9月1日から翌年3月31日まで

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (5) 条 件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は 1 ケ統に限る。  
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。  
 ④ 漁業時期を越えて身網の型網以外の網、網を敷設してはならない。

35 公示番号 西定第 9 号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦地先 (通称行合漁場)  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字深浦字吾妻沢 146 番地に設置した標柱 (基点西定第 9 号) から真方位 306 度 30 分 2,300 メートルの点) から真方位 216 度 30 分 400 メートルの点  
 イ オから真方位 36 度 30 分 400 メートルの点  
 ウ カ (基点西定第 9 号から真方位 306 度 30 分 650 メートルの点) から真方位 36 度 30 分 50 メートルの点  
 エ カから真方位 216 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	ぶり・たい・さわら定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (5) 条 件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は 1 ケ統に限る。  
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつ

ては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

36 公示番号 西定第 10 号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬地先 (通称追良瀬漁場)  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア オ (カから真方位 302 度 30 分 1,650 メートルの点) から真方位 212 度 30 分 400 メートルの点  
 イ オから真方位 32 度 30 分 400 メートルの点  
 ウ カ (青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬、追良瀬川右岸の東日本旅客鉄道株式会社トンネル北口に設置した標柱 (基点西定第 10 号) から真方位 286 度 30 分 850 メートルの点) から真方位 32 度 30 分 50 メートルの点  
 エ カから真方位 212 度 30 分 50 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

- (5) 条 件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は 1 ケ統に限る。  
 ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50 センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
 ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

37 公示番号 西定第 11 号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先 (通称籠島漁場)  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア オ (青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、滝の沢尻に設置した標柱 (基点西定第 11 号) から真方位 5 度 30 分 2,000 メートルの点) から真方位 275 度 30 分 400 メートルの点  
 イ オから真方位 95 度 30 分 400 メートルの点  
 ウ カ (基点西定第 11 号から真方位 5 度 30 分 700 メートルの点) から真方位 95 度

30分50メートルの点  
エ カから真方位275度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。  
② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

38 公示番号 西定第12号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字柳田地先（通称江沢漁場）
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字柳田、郷沢川右岸に設置した標柱（基点西定第12号）から真方位339度3,400メートルの点）から真方位249度400メートルの点  
イ オから真方位69度400メートルの点  
ウ カ（基点西定第12号から真方位339度1,700メートルの点）から真方位69度50メートルの点  
エ カから真方位249度50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
定置漁業	さけ・ぶり・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 条件 ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。  
② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横 50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーダー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。  
③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合

はこれに従わなければならない。

39 公示番号 西区第1号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア オ（青森県西津軽郡深浦町大字大間越字笥、笥崎沖のコブタイ島に設置した標柱）から真方位234度30分300メートルの点  
イ アから真方位352度30分500メートルの点  
ウ イから真方位82度30分250メートルの点  
エ アから真方位82度30分250メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字大間越
- (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

40 公示番号 西区第2号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 深浦港西防波堤北東端から真方位194度60メートルの点  
イ アから真方位223度350メートルの点  
ウ イから真方位98度60メートルの点  
エ ウから真方位65度180メートルの点  
オ エから真方位20度100メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦

- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点、イの点、ウの点、エの点及びオの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

#### 41 公示番号 西区第3号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 深浦港西防波堤北東端から真方位194度60メートルの点
- イ アから真方位223度350メートルの点
- ウ イから真方位98度440メートルの点
- エ ウから真方位305度180メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業 わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字深浦
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② アの点及びイの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

#### 42 公示番号 西区第4号

- (1) 漁場の位置 青森県西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第4号(深浦町大字関字豊田小童子橋右岸下流橋台に設置した標柱)から真方位350度40分1,040メートルの点
- イ アから真方位180度230メートルの点
- ウ イから真方位270度510メートルの点
- エ オから真方位180度174メートルの点
- オ アから真方位270度600メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	

第1種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業 こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで
-------------	------------------------------	----------------

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県西津軽郡深浦町大字轟木、大字風合瀬字汐干浜、大字風合瀬字大磯、大字田野沢、大字北金ヶ沢、大字関、大字柳田
- (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。
- ② イの点、ウの点及びエの点に、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

#### 43 公示番号 西区第5号

- (1) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 青森県北津軽郡中泊町立松島に設置した標柱から真方位92度30分800メートルの点
- イ アから真方位105度230メートルの点
- ウ イから真方位195度30メートルの点
- エ ウから真方位285度30分230メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前、字長坂、字白倉、字梨子木平、字刈岩、字中間、字漆流及び字尾崎道
- (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

#### 44 公示番号 西区第6号

- (1) 漁場の位置 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山及び南小泊山国有林野地先
- (2) 漁場の区域 次の基点西区第5号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 基点西区第5号 青森県北津軽郡中泊町カメ沢下角に設置した標柱
- ア 基点西区第5号から真方位292度30分300メートルの点
- イ 青森県北津軽郡中泊町穴間崎に設置した標柱から真方位292度30分300メ



メートルの点

ウ エから真方位322度30分300メートルの点

エ 青森県北津軽郡中泊町折腰内川左岸に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊、字砂山、字浜野、字朝間、字山崎、字鮫貝、字稲荷、字水潤、字坊主沢、字大山長根、字嗽沢、字割長根、字整上、字折戸、字長坂、字袋内

(7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならない。

II 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

III 類似漁業権以外の漁業権

久共第2号、西定第6号及び西区第5号